

別紙二封の取付事
 明正申上
 麻生
 正法
 志
 家

2061



小倉
 正法
 申上

周
唐
の
交
渉
の
経
緯
と
其
の
歴
史
的
意
義

結
語
後
記

三
三
三

2062

通國多和

2064

2063

萬年一給の年二十三年二月

嘉永三年九月五日

當謀書記十七等出仕龜岡道任是
痛之旨本日の一週間羽後轉馬出
知被度方別練之道教之旨は許家
之本度以度中進下也

振務万重年長

陸軍少佐休上佐

振務万重

陸軍少佐澤武雄

勅諭第二千五百七十七号

壹千三五五二号石川島電報回報案

叙高者ノ内初審裁判示ノ電報回報案

ニテ上告ノモノハ投与方見合スルニ委細ハ
郵便

日前ノ序長ヨリヤ入案

壹千五百七十七号初審裁判示ノ電報回報案

裁判示ノ電報回報案ニテ上告中ノモノハ投

与方ニテ電報回報案ニテ上告中ノモノハ投

与方ニテ電報回報案ニテ上告中ノモノハ投

軍法四百九号ノ

肆第三〇五七号ノ裁判所、照會按

別紙肆第三〇五七号ノ熊本鎮臺伺之件
其所意見可被申出此旨及照會候也

明治十四年九月十九日 軍法課長代理

陸軍省

2071

結

貳第ニ二七一號裁判一兩、照會ヲ按
別紙貳第ニ二七一號參謀本部照會之
件其所意見可被申立此旨及照會ニ矣也

九月二十日

軍法課長代理

親
判

海防四百十号

2072

陸軍省

結

喜多三三四七号子系象然念房長ヨリ

田史右樓

祭祭料下福人名伴故陸軍長官也
系細ナル者ハ下総國園田郡國生村ニ
者ニテ茨城縣波下ニモノル也且故陸軍
曹河系系系ナル者ハ以象伴並名以
初載多シ移以精調方表及云々去日可日
多ク以思念シ越了承即チ者者名以
可調以系又別姓ト通、者トモ長多系系
義ハ無張子系系多クモ、以テ以分十五大区新里

喜多三三四七号子系象然念房長ヨリ

2073

村卜めしむる者甚きを 乾キワる調 亦成管
此取及ワる者也

ト云キ又ワる調 上七多ク果の 遺族果ニテ
其後 叙ニ、 折石 枯ホノ 義ニ、 折石 聖加 筆料
ワル 上立、 折石 一ニ 是ニ 故チ 成 成 此 取
注シ也

西暦一千九百一十六日

重三平 得長

2074

勲第三千五百五十九号

壹第三一六九号嶋根縣上申房長より申入案

西南ノ役有功叙勲相成候元陸軍兵卒河内辰十

八山口縣下一送籍ノ者ニ付勲記勲章等八月八日

附テ以テ陸軍卿一返納相成現品通運会社より到達

正ニ領收致シ候此段申入也

明治十四年九月十六日

勲章課長

通(通) 鹿(鹿) 関(関) 正(正) 務(務) 上(上) 程(程) 守(守) 辞(辞) 令(令) 意(意) 改(改) 正(正) の
お(お) 成(成) り(り) 方(方) 一(一) 名(名) 以(以) 通(通) 守(守) 石(石) 上(上) 度(度) 且(且) 以(以) 年(年) 以(以) 年(年)
自(自) 上(上) 行(行) 者(者) 各(各) 所(所) 行(行) 儀(儀) 中(中) 多(多) 之(之) 般(般) 知(知) 祭(祭) 儀(儀)
料(料) 上(上) 為(為) 以(以) 行(行) 者(者) 各(各) 七(七) 以(以) 年(年) 申(申) 下(下) 入(入) 上(上) 家(家)
上(上) 何(何) 國(國) 小(小) 段(段) 樂(樂) 郡(郡) 尾(尾) 川(川) 村(村) 下(下) 者(者) 上(上) 以(以) 名(名) 為(為)
以(以) 名(名) 以(以) 上(上) 上(上) 儀(儀) 按(按) 与(与) 以(以) 名(名) 以(以) 上(上) 以(以) 名(名) 以(以) 上(上) 以(以) 名(名)
以(以) 名(名) 以(以) 上(上) 以(以) 名(名) 以(以) 上(上) 以(以) 名(名) 以(以) 上(上) 以(以) 名(名)

明治十四年九月十六日

勸業局長

勲章課長

壹第三二八〇号兵庫縣進達房長ヨリ照會案

以縣士族元陸軍曹兎島一雄以下領票七十二枚
八月十日附テ以テ進達相成候内酒江久兵衛領票ニ
久平ト記載有ク右ノ何レカ正シクハ裁若シ久平ノ
方ニ有クハ得ハ勲記改正可相成モノ付御取調以答
有ク度此般及以照會也

明治十四年九月十二日

勲章課長

省

至急

去夏第三十四百十六號

大政府の海兵下検査巡行期日件上申

別紙去夏第三十四百十六號上申之件審檢社及郡區

長戸長河查期限之後、適宜保上之苦以得共

海兵下検査期日保上之後、成規、矛盾不致有

陸波届西武成方可然有、仍、長陸格以格同

五上申以也

十四年九月十日

海兵課長

陸格以格電報

本月二日付海兵下検査期日保上、候、存上申

之趣、右、成規、矛盾、スルヲ以テ、開届、之難、之

勲第二千五百六十六番

臺第二八七五号 石川縣上申房長より照會案

元和歌山縣平民

現今石川縣上新川郡住

元陸軍伍長木下忠重

右叙勲領案本年七月十五日附テ以テ以テ送達トモ
右領案ニ元木下忠重事吉地忠重ト記載有リ
右勲紀日附後ニ改姓ニ以テ得ハ差支無クモ得共
若シ其以前ニ係ル節ハ勲紀ニ沙汰書改正可
相成筋ノ旨至急ニ取調何方ニ以テ答ムクニ度ハ及
及以照會也

明治十四年九月十七日

勲章課長

陸軍省

2084

勳章第三百六十四号

壹第六九二号 埼玉縣上中房長 昭會案

元陸軍兵卒 鈴木幸右衛門 外八名 叙勳 領章
年七月廿二日 達初級之處 右ノ内 荒井善藏 領章
荒井ノ新井ノ記載有リ 右ノ何カ正シクハ 敬若
新井ノ方ニ有リ 得モ 勳記改正可相成モノ事 付以
取補ノ意有リ 度此取及以 昭會也

明治十四年九月十七日

勳章課長

陸軍省

新編 日本書紀

皇武三三二下多事部家後條序長より

陸、思言案

別紙陸軍出言中付字類純随外十七名現今

之案在表所示之圖之趣或部家占中越之

陸軍中有力之案者有之於之別紙所載之案は

陸軍中有力之案者有之於之別紙所載之案は

此乃其思言案也

同治四年九月十一日

勅諭子海長

何事...

方以官... 刑表... 陸軍... 憲者... 刑部... 中...

被...

... 九月...

...

陸軍...

子

唐長公之孫在唐討叛

以表而中河軍志在

月之平下酒音有甲

表氣志生右病紅表

乞乞望也

唐 貞 元 年

2090

所斗己之領西宗其出航に交布人義の志ん
 十一年四月中高望之科に依りて我宣若文
 写之通懲役六十日之受刑ヲ情タレテ此
 比之玉り昔之骨見ル事蓋記蓋昔年納金亦ハ
 其之口氣に於テ引揚ル方ヲ以テ之般後結玉
 台之納致之且其前犯罪之者無在通轉
 海之係ん戸長之役毎に於テ其者多し受分ハ
 之及若くは之方中ハ其ハ不教合之役者ハ
 以得在之更取方無之義ヲ存即チ蓋記蓋
 昔年納金亦別種多敷建之通在正量ハ条
 以書取ル度此及中道也
 上宮布人ハ其知方也 領西宗以却下取成
 成也

以乃子四年九月廿二日

勲三子理長



徳
正
家

2093

是近番掛、給仕小使壹名ツ、附屬有
之其外何分多用不足ニ付今一名ツ、
法差廻相來云最委細ニお眉之上
此可致也

函而日土兩曜日之亦平日口標之多ニ付
明朝より出頭、標所取計有之也

以治十四年九月廿四日

軍律取調書

小澤少将

清水少佐殿

<p>本省各員取花書籍と内系書及御評書</p>	<p><small>此は</small> 本籍の書中より採りて自今迄務自管理に於て</p>	<p>小系書に因りて出た御評書及御評書</p>	<p>用い書に其時より御評書採りて用</p>	<p>証書ト訂綴され御評書及御評書</p>	<p>御評書に因りて御評書</p>	<p>御評書に因りて御評書</p>	<p>御評書に因りて御評書</p>	<p>御評書に因りて御評書</p>	<p>御評書に因りて御評書</p>	<p>御評書に因りて御評書</p>	<p>御評書に因りて御評書</p>
-------------------------	---	-------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

第二十五

卷之九十六



一時給金才在大河各所後、

西南段有彩乃者、

少下百十一名、

廿日五日、

給金、

等、

也、

也、

以、

振務百長

陸軍少将小澤武雄

陸軍卿大山久



勲賞ノ旨ニ付テ



肆第五三七五号大坂鎮台上申陸軍
ヲ賞勲局提裁、少後牒案

一時賜金才六田中

賜金貳拾圓

陸軍兵卒和田治三郎

右勲賞ノ旨ニ付テ、賜金才六田中、
計ハ、實カ人儀ハ授与以前死亡ノ方ニ、
予ノ届出ニ依テ、俸令進出、賜金別紙、
之通及返上旨ノ条、由查由、
是也

日前以後時案

一時賜金才十三回也

賜金貳拾圓

陸軍兵卒和由次三郎

右野生之通賜金才四回也

一時賜金才六回也 和由次三郎

右金才拾次ノ行遠ヨリ重慶才五回也

右金才拾次ノ行遠ヨリ重慶才五回也

右金才拾次ノ行遠ヨリ重慶才五回也

右金才拾次ノ行遠ヨリ重慶才五回也

右金才拾次ノ行遠ヨリ重慶才五回也

由是而文の調音法に應じて各書に

等々可及此及び此也

何乃于四年四月

和由次三郎

肆第五三七五号 宣

鹿兒島役有替ノ廉ヲ以賜金相成候者ニ
内別紙七枚四名ノ者共就シモ賜書ニ通死
亡或ハ四討料一ヲ受ケシ者存辭令書七十
四枚及入金千六百六十五圓紙及替方并拜
受書用紙共込納付也

進テ拜受用紙少ク不足相成居テ存込納付
内引去ヨリ承知相成度比且別紙朱點
ニ四名ノ事故月日不明瞭自目今取納
序旨進テ上申可付也

大坂鎮守司令宣

十三年十月三十日

陸軍少将菅我祐准

陸軍中大山岩殿

一
冊
目
次

(別紙)摘要

賜金以松園

十年八月十六日死

日

右重複

和田治三郎

和田次三郎

2111